



祖父母等による3歳未満児 在宅保育支援給付金について

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、保育園等の利用に不安を抱える保護者の方の在宅保育を支援するため、3歳未満のお子さんを在宅で保育する祖父母等の親族に対し、給付金を支給します。

対象児童

給付開始月の1日時点で、次の要件をすべて満たす児童が対象です。

- (1) 千葉市内に居住すること
- (2) 生後満3か月の翌月～満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢であること
- (3) 父母の就労時間がそれぞれ月64時間以上であること
- (4) 保育園・プレ保育(※)等を週2日以上継続して利用していないこと
- (5) 一時預かり(定期利用)を利用していないこと

※ 本市の補助を受けて実施するものに限る



支給対象者

* 給付金を受け取る方になります。

給付開始月の1日時点で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 千葉市内に居住すること
- (2) 対象児童の父母を除く3親等以内かつ満20歳以上の親族であること
- (3) 児童の保護者の就労時間中に、対象児童を在宅にて保育する者であること
(対象児童又は支給対象者の居住する住宅に限る)

支給額

対象児童1人あたり 月額10,000円



支給時期等

◇ 7月・10月・1月・4月に、それぞれ前月までの3か月分を支給します。

〔例〕7月支給分の内訳…4～6月の3か月分を支給

◇ 銀行等の指定口座への振込になります。

◇ 申請日によって、支給開始月が変わりますのでご注意ください。

毎月15日までの申請…申請月分から支給 (15日が土・日・祝の場合翌営業日まで)

毎月16日以降の申請…申請の翌月分から支給

※申請にあたり必要書類がすべて揃っている必要があります。

申請方法

◇ 各区こども家庭課に備え付けの申請書にご記入のうえ、お住まいの区こども家庭課に申請してください。申請に必要な書類は、申請書裏面をご確認ください。

◇ 申請は年度ごとになります。(令和2年度中に支給対象になった場合は、令和3年度の支給に関するご案内をお送りします)

◇ 申請書はホームページからダウンロード可能です。



その他

在宅での保育の状況確認や、保育に関する相談に対応するため、月に1回、最寄りの公立保育所等で面接を実施します。面接による在宅保育の確認ができない場合、給付金を支給いたしません。

★詳しくは、お住まいの区の子ども家庭課にお問い合わせください。(裏面参照)



【各区こども家庭課問い合わせ先】

◆中央保健福祉センター こども家庭課
〒260-8511
中央区中央4-5-1
☎ 043-221-2172

◆花見川保健福祉センター こども家庭課
〒262-8510
花見川区瑞穂1-1
☎ 043-275-6421

◆稲毛保健福祉センター こども家庭課
〒263-8550
稲毛区穴川4-12-4
☎ 043-284-6137

◆若葉保健福祉センター こども家庭課
〒264-8550
若葉区貝塚2-19-1
☎ 043-233-8150

◆緑保健福祉センター こども家庭課
〒266-8550
緑区鎌取町226-1
☎ 043-292-8137

◆美浜保健福祉センター こども家庭課
〒261-8581
美浜区真砂5-15-2
☎ 043-270-3150